

# 令和8年度 新温泉町中小企業利子補給制度のご案内

新温泉町内の事業所の経営支援のため、一定の事業資金の融資を受けた場合に支払った利息の一部を利子補給金として交付します。

令和元年度から中小企業者の支援を強化するため、利子補給の回数及び助成割合を拡充しています。

利子補給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>★町内に住所を有し、町内において1年以上事業を営む方</li> <li>★平成25年4月以降に、新温泉町中小企業振興資金融資または日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた方</li> <li>★融資について、新温泉町商工会の経営指導を受けた方</li> <li>★町税を完納している方</li> </ul>																				
利子補給期間	<p>3年分</p> <p>※同一年に融資を受けた月数が12か月未満の場合でも1年分</p> <p>※融資の金融機関が異なる等により、同一年に2回申請した場合は1年分</p> <p>【利子補給期間の特例】</p> <p>平成28年4月以降に、次の①～⑩の事業計画等の認定等を受けた事業者は、新たに3年分申請することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td><td>農商工等連携事業計画</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td><td>経営力向上計画</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td><td>経営革新計画</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td><td>産業競争力強化法に基づき特定創業支援事業により支援を受けた旨の証明</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td><td>先端設備導入計画</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥</td><td>商工会が法令に基づき指導する各種事業計画</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦</td><td>但馬産業大賞受賞</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧</td><td>ひょうごいいねお店表彰受賞</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨</td><td>ひょうご中小企業技術・経営力評価制度（評価点3点以上）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑩</td><td>ひょうご成長期待企業選定</td></tr> </table>	①	農商工等連携事業計画	②	経営力向上計画	③	経営革新計画	④	産業競争力強化法に基づき特定創業支援事業により支援を受けた旨の証明	⑤	先端設備導入計画	⑥	商工会が法令に基づき指導する各種事業計画	⑦	但馬産業大賞受賞	⑧	ひょうごいいねお店表彰受賞	⑨	ひょうご中小企業技術・経営力評価制度（評価点3点以上）	⑩	ひょうご成長期待企業選定
①	農商工等連携事業計画																				
②	経営力向上計画																				
③	経営革新計画																				
④	産業競争力強化法に基づき特定創業支援事業により支援を受けた旨の証明																				
⑤	先端設備導入計画																				
⑥	商工会が法令に基づき指導する各種事業計画																				
⑦	但馬産業大賞受賞																				
⑧	ひょうごいいねお店表彰受賞																				
⑨	ひょうご中小企業技術・経営力評価制度（評価点3点以上）																				
⑩	ひょうご成長期待企業選定																				
利子補給割合	<p>1/2</p> <p>ただし、「利子補給期間の特例」に記載の①～⑤の事業計画等の認定等を受けている事業者は3/4</p>																				
利子補給内容	<p>1月1日から12月31日までの間に負担した利息の1/2又は3/4相当額を助成</p>																				
申請方法	<p>12月末日までに負担した利息について、翌年の2月末日までに、利子補給金交付申請書に次の書類を添付して、町商工会経由で役場商工観光課に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子支払額証明書</li> <li>・「利子補給期間の特例」に記載の事業計画等の認定等を受けている場合はその写し</li> </ul> <p>※申請書類は、町ホームページからダウンロードできます。</p>																				

○問合せ先○

新温泉町役場 商工観光課	新温泉町浜坂2673-1	Tel82-5625
新温泉町商工会 浜坂本所	新温泉町浜坂2143-10	Tel82-1152
新温泉町商工会 温泉支所	新温泉町湯1391-2	Tel92-1856